

第3期  
芝山町  
子ども・子育て  
支援事業計画  
概要版

令和7年度～令和11年度

子育て 子育てをみんなで支えるまち  
しばやま



令和7年3月

芝山町

## 1 計画の背景と趣旨

国では、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足、同じく令和5年4月に、「こども基本法」が施行、同年12月には同法に基づき、「こども大綱」が策定されました。

芝山町においては、子ども・子育て支援法に基づき、「第1期芝山町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年）、「第2期芝山町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年）を策定し、質の高い教育・保育の充実を図るとともに、子どもたちが家庭や地域の支えの中で温かく育まれていくまちづくりを推進してきました。

令和6年度に第2期計画期間の最終年度を迎えるにあたり、昨今の社会情勢の変化や本町を取り巻く現状を踏まえながら、引き続き子ども施策を総合的に推進するため、「第3期芝山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法、の根拠法として策定しています。

より詳細に見ると本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すとともに、国から示された基本指針に即して、各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及び国の「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」の内容を含む計画としています。

さらに、「第5次芝山町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、全ての子ども・子育て家庭を対象として、本町が進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するものとします。



### 3 計画の期間

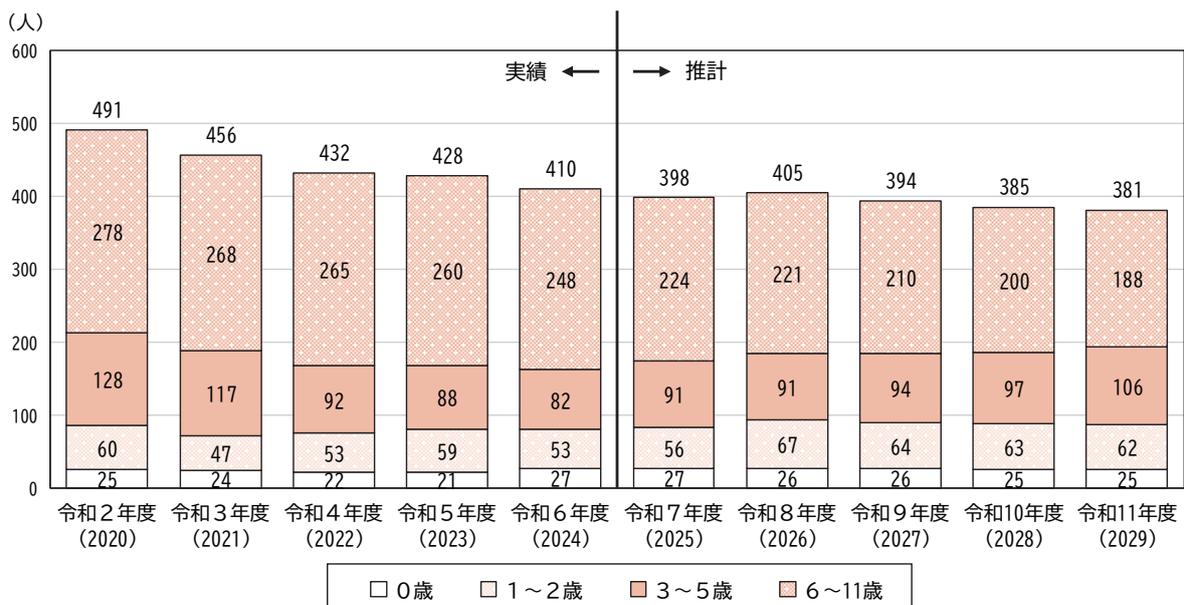
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



### 4 児童数の推移

就学前児童（0～5歳）と小学生児童（6～11歳）を合わせた、本町の児童数（0～11歳）は、令和2年度から5年間で81人減少しており、令和6年度は410人となっています。また、将来児童数の推計では、本計画の最終年である令和11年度には児童数（0～11歳）の人口は381人、就学前児童（0～5歳）は193人、小学生児童（6～11歳）の人口は188人となる見込みです。

【児童数の推移】



## 5 基本理念

本町においては、総人口のゆるやかな減少とともに少子化も進行しており、今後さらなる少子化を見据えた教育・保育環境の整備が必要となっています。

一方、子どもは社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながります。また、未来を築き社会の担い手となる子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを実現するためには、地域全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となります。

このようなことを踏まえ、第2期芝山町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を引き続き継続し、第3期計画の基本理念を「子育て 子育てをみんなで支えるまち しばやま」とし、子どもたちの成長が、家庭や地域の人々の温かいまなざしと支えの中で育まれていくまちづくりを目指します。

### 基本理念

## 「子育て 子育てをみんなで支えるまち しばやま」

## 6 施策体系

### 施策体系



## 7 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの課題を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

### ●地域における子育て支援の充実

それぞれに異なる子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育事業の充実に取り組むことで、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう努めます。

あわせて、教育・保育に携わる人材の育成や確保についても取組を推進し、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。

また、支援を必要とする子育て世帯への経済的支援の充実を図り、全ての子どもが生まれ育った環境に関わらず、健やかに成長することができるよう施策を推進します。

そのほか、子育てに孤立感や負担感を感じることなく、安心感や充実感が得られるよう、子育て相談、情報提供体制の充実のほか、親子同士の交流機会の提供等、地域における子育て支援の充実に努めます。

### ●切れ目のない支援による母子健康の確保及び増進

母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの様々な機会を捉え、子ども・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、産前・産後母子支援事業から学齢期への接続を含めて、関係機関と連携・協働しながら子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

あわせて、離乳食に関する個別指導や給食を通じた食育、小児医療体制の整備など、子どもとその保護者が安心して過ごすことができるよう、多面的な支援を進めます。

### ●ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての人が仕事、家庭、地域生活等の様々な活動を、自ら希望するバランスで行うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るほか、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てすることを地域全体で支える環境づくりを進め、地域も一緒に育つ子育て・子育てのまちづくりを支援します。

### ●支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取組の推進

近年、様々な課題が表出している、ひとり親家庭やヤングケアラーなどへの支援について充実を図り、あわせて児童虐待防止対策を推進することで、全ての子どもの健やかな成長を支えるきめ細やかな支援体制の構築を図ります。

また、障がい、発達に遅れがあるなど、特別なケアが必要な子どもと家庭への支援を充実させ、個々の状況に応じた切れ目のないサポート体制の整備を促進します。

## 8 子ども・子育て支援事業計画

### 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本町では、芝山町全域をひとつの「教育・保育提供区域」として設定します。

### 教育・保育に関する量の見込み

区分	年齢		主な利用できる施設
1号認定	3～5歳	教育希望	幼稚園、認定こども園
2号認定		教育希望が強い	幼稚園
3号認定		0～2歳	保育が必要
	保育所、認定こども園、地域型保育事業		

### 認定区分ごとの量の見込み及び確保方策

		3歳以上			0～2歳		
		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	教育希望が強い	保育が必要	保育が必要		
					0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み	7	77	14	17	15	
	確保方策	200	144	9	42		
	過不足分	193	67	▲5	10		
令和8年度	量の見込み	7	84	14	17	23	
	確保方策	200	144	9	42		
	過不足分	193	60	▲5	2		
令和9年度	量の見込み	8	86	14	16	22	
	確保方策	200	144	9	42		
	過不足分	192	58	▲5	4		
令和10年度	量の見込み	8	89	13	16	21	
	確保方策	200	144	9	42		
	過不足分	192	55	▲4	5		
令和11年度	量の見込み	9	97	13	16	21	
	確保方策	200	144	9	42		
	過不足分	191	52	▲4	5		

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

また、事業によっては、それぞれの事業に対する利用割合や年度ごとの増加率、受け入れ可能数などを鑑みて、一部調整を行っております。

### 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

事業名	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
(1) 利用者支援に関する事業 (利用者支援)	か所	1	1	1	1	1	
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	人/日	72	81	81	82	86	
(3) 放課後児童健全育成 事業(学童クラブ)	低学年	人/日	43	37	37	41	42
	高学年	人/日	23	25	23	19	17
(4) 子育て短期支援事業(ショート ステイ、トワイライトステイ)	延利用人数/年	50	53	53	54	56	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	人/年	30	30	30	30	30	
(6) 養育支援訪問事業及び要保護 児童対策地域協議会その他の 者による要保護児童等に対す る支援に資する事業	—	—	—	—	—	—	
(7) 地域子育て支援拠点事業	延利用回数/年	2,209	2,475	2,376	2,305	2,259	
(8) 一時預かり事業	幼稚園	延利用人数/年	1,104	1,104	1,150	1,150	1,196
	子育て支援 センター	延利用人数/年	625	661	661	665	694
(9) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	延利用人数/年	432	456	456	459	479	
(10) 子育て援助活動支援事業(ファミ リー・サポート・センター事業)	延利用人数/年	4	4	4	4	4	
(11) 妊婦に対する健康診査を 実施する事業(妊婦健診)	人/年	30	30	30	30	30	
(12) 実費徴収に係る補足給付を 行う事業	—	—	—	—	—	—	
(13) 多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	—	—	—	—	—	—	
(14) 子育て世帯訪問支援事業	延利用人数/年	141	138	134	131	131	
(15) 児童育成支援拠点事業	人/年	4	4	4	4	4	
(16) 親子関係形成支援事業	人/年	6	6	6	6	6	
(17) 妊婦等包括相談支援事業	人/年	30	30	30	30	30	
(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人/日	0	3	3	3	3	
(19) 産後ケア事業	人/年	30	30	30	30	30	

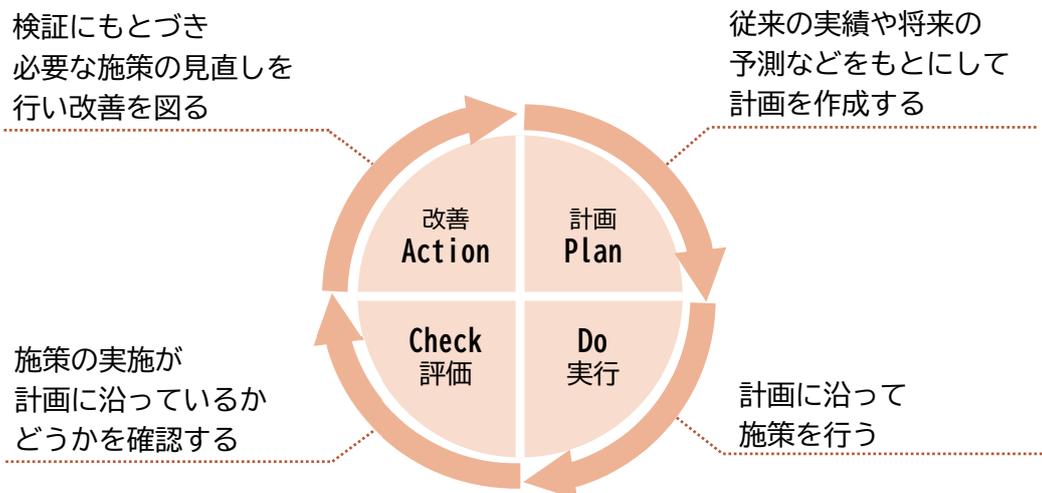
## 9 計画の推進

本計画の基本理念である「子育て 子育てをみんなで支えるまち しばやま」を実現するため、関係部署との連携を図り、全ての家庭に対する総合的な子ども・子育て施策の推進に努めます。また、障がいのあるこどもや病児・病後児保育への対応などは、周辺市町村や関係機関との連携・調整を図り、より充実した取組を推進していきます。

## 10 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画の立案（Plan）、実行（Do）に加え、各事業に対して計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、施策の充実や見直しについての協議を実施し、PDCAサイクルに基づいた進捗管理に努めます。

### PDCAサイクルのイメージ



### 第3期芝山町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月

発行者 芝山町 千葉県山武郡芝山町小池 992

編集 芝山町 こども保健課 子育て支援係